

平成21年 5月11日

各部局長

本部事務機構各部（課・室）長 殿

東北大学新型インフルエンザ危機対策本部長

井上明久

東北大学における新型インフルエンザへの対応について

新型インフルエンザについては、世界で24ヶ国に感染が拡大し、2,300名を超える患者が発生しております。5月9日には我が国でも入国前の検疫時に感染症発生例が確認されました。このような状況下において、本学としての新型インフルエンザの対応を下記のとおり決定しましたので、貴所属職員及び学生に周知徹底下さるようお願いいたします。

記

1 今後の海外渡航について

(1) 当面、メキシコ、アメリカ、カナダ、イギリス、スペインの5カ国への職員・学生の出張は原則として禁止とする。ただし、どうしても渡航しなければならない者は、部局長の許可を得ること。

また、引き続き5カ国以外の発生・感染国への渡航は自粛を勧告します。

2 上記5カ国から帰国（入国）した場合について

(1) 原則として帰国日を含め7日間（土・日を含めて）の自宅待機とする。

(2) 自宅待機期間中は感染を拡大させない観点から、不要な外出は極力避けること。

やむを得ず外出する際は、人混みは避け、咳エチケット、手洗い、マスクの着用、個人個人が行うことのできる対策を励行すること。

(3) 同5カ国からの入国者及び帰国者は、帰国日を含めて10日間の体調チェックリスト（別紙）によりチェックを行い、危機対策本部にチェック表の提出を義務付ける。

(4) 自宅待機期間中に発熱など体調の変化があった場合は、直ちに保健管理センタ（電話番号平日：022-795-7829 休日・夜間：080-1681-3532）へ電話で連絡し、指示を受けること。

注）上記5カ国以外の発生・感染国からの帰国（入国）者は、従来どおり10日から2週間程度の健康チェックをお願いします。

3 上記5カ国から招聘したお客様について（ホームページ掲載予定）

(1) これからホームページへ掲載する「海外から招聘したお客様に関する注意喚起」を参照ください。